

## 令和6年能登半島地震災害等ボランティア活動助成要綱

### 1 事業の目的

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨による被災地における被災者の多様なニーズに対応するため、専門知識や技能、経験等を活かして自発的に災害ボランティア活動を行うグループを支援することを目的とする。

### 2 実施主体

社会福祉法人香川県社会福祉協議会

### 3 助成額

本助成要綱5の助成対象経費の2分の1の額とする。

ただし、ボランティア活動保険料は全額助成対象とし、助成上限は1名あたり3万円とする。

### 4 助成対象となる活動

各号のいずれにも該当する活動とする。

- (1) 香川県内に在住、または通勤・通学している者で構成する3名以上のグループの活動
- (2) 営利を目的としない活動
- (3) 災害救助法が適用された又は激甚災害の被害を受けた地域での活動
- (4) 災害ボランティアセンター等で、活動証明書を発行してもらえるグループの活動  
(香川県社会福祉協議会指定の様式又は現地の証明書様式がある場合はその様式)
- (5) 自己責任・自己完結が徹底された活動

### 5 助成対象経費

- (1) 災害ボランティアグループの移動や、災害ボランティア活動に必要な資機材の輸送に要する経費（公共交通機関利用料、バス運行委託料、車両借上げ費、高速道路代など。ただし、高速道路代については、高速道路会社の無料措置を原則利用すること）
- (2) 災害ボランティアの安全・健康対策に要する経費（ボランティア活動保険など）
- (3) 出発地から活動地までの往復、活動地域内での移動に要したガソリン代  
(1kmにつき12円)
- (4) 宿泊費（素泊まりで、上限は7,600円）
- (5) その他、災害ボランティア活動に関連する経費で特に必要と認めるもの（炊き出しの材料費・燃料費、テント借上げ費など）

他の補助事業等（以下「他の事業」という。）により補助金等が交付される場合（予定を含む。）は、この要綱による助成の対象としない。

ただし、この要綱による助成対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができる場合はこの限りではない。

<対象とならない経費>

- ・電話代などの通信費など、領収書等で当該事業経費として使用したことが確認できないもの
- ・活動参加者への食糧費、報酬等
- ・修繕費、備品購入費、寄附金
- ・同一年度中の同一グループによる複数回の申請によるもの

6 募集期間（対象となる活動期間）

<令和5年度> 令和6年2月15日（木）から3月28日（木）まで

※対象となる活動期間は令和6年3月31日（日）まで

<令和6年度> 令和6年4月1日（月）から令和7年3月16日（日）まで

7 事業実施の方法

（1）交付申請

① 申請書類

交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて提出する。

② 提出部数

1部（提出された書類は返却しない。）

③ 申請及び受付窓口

当協議会に、原則として活動開始予定日の3日前までに提出する（必着）。

（電子メールによる提出可能）

（2）審査及び交付決定

交付申請で提出された書類を審査した結果、要綱4及び5の内容に適しており、かつ具体性や実現可能性からみて、特に支障がない場合は、交付決定をして通知する。

（3）変更交付申請

助成事業者で、事業の内容を変更するときは、当協議会と協議のうえ、変更交付申請書を提出する。（様式及び関係書類は、交付申請書（様式第1号）に準ずる。）

（4）完了実績報告

助成事業者は、支援を受けた事業の終了した日から20日を経過した日又は令和

6年度分については令和7年3月21日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて提出すること。

なお、助成事業者の活動経過や結果について、当協議会のホームページで公表することがあるため、実績報告書に写真を添付する場合は、公表可能なものを提出すること。

#### （5）助成金の額の確定

提出を受けた実績報告書の審査を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。

#### （6）助成金の交付

助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、請求書（様式第3号）を提出する。その後、助成金を交付する。

#### 附則

この要綱は、令和6年2月15日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和7年2月25日から施行する。

#### 【お問い合わせ・申請書提出先】

〒760-0017 高松市番町一丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター5階

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 地域福祉課

TEL：087-861-0546 FAX：087-861-2664

E-mail：vc37@kagawaken-shakyo.or.jp

<窓口受付時間>月曜日～金曜日（祝日を除く）8：30～17：15